

# 日本ホリスティックナーシング研究会 会則

## 第1条（名称）

本研究会は日本ホリスティックナーシング研究会と称し、その英語名を JAPANESE HOLISTIC NURSING ASSOCIATION (JHNA) と表示する。

## 第2条（所在地）

この団体を次の所在地に置く。

東京都渋谷区広尾4丁目1番3号 日本赤十字看護大学広尾キャンパス守田研究室内

## 第3条（目的）

本研究会は、人間を、身体と心だけでなくスピリチュアリティをも包括し、社会や自然環境との調和の中で生きているホリスティックな存在としてとらえ、人々を看護する方法を実践・教育・研究することを目的とする。

## 第4条（事業）

本研究会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究会、学術講演会、ワークショップ等の開催
2. 研究会誌、学術図書、ニュースレター等の刊行
3. 研究及び調査の実施
4. 研究の奨励及び研究業績の表彰
5. ホリスティックケアを提供できる看護職者の教育、認定
6. 関連学術団体との連携及び協力
7. その他、この研究会の目的を達成するために必要な事業

## 第5条（会員）

本研究会の会員は、本会の目的に賛同し、役員会の承認を得た者とする。

1. 正会員 : 本会に賛同して入会した看護職者または本会役員
2. 一般会員 : 本会に賛同して入会した看護職者以外
3. 学生会員 : 本会に賛同して入会した教育機関に在籍する個人（但し大学院生を除く）
4. 賛助会員 : 本会の事業を援助する法人または団体

上記すべての会員は、入会金として一律3,000円を納めるものとする。

## 第6条（会費）

1. 本会運営の為、会員から年会費を徴収する。
2. 会員は所属・住所を登録し、年会費を納めるものとする。
3. 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

## 第7条（入会）

本研究会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を本研究会事務局に提出し、役員会の承認を得なければならない。

## 第8条（資格喪失）

会員は次の理由により資格を喪失する。

1. 会費の滞納（2年間）
2. 死亡または失踪

### 3. 除名

#### 第9条（退会）

1. 退会を希望する者は退会届を本会事務局に提出する。その場合、既納の会費は原則として返却しない。
2. 退会しようとする者は、退会する年度までの会費を完納しなければならない。

#### 第10条（役員）

本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 役員 15名以内（会長、副会長を含む）
4. 監事 2名

#### 第11条（役員を選出）

1. 役員は会員の中から推薦され、総会の承認を得る。
2. 役員には、会長が役員会の議を経て総会に推薦し、承認を得た指名役員を3名以内含むことができる。役員を選出については別に定める。

#### 第12条（役員職務）

1. 会長は本研究会を代表し、その会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はこれを代行する
3. 役員は、役員会を組織し、会務を執行する。
4. 監事は本会の会計及び資産を監査する。

#### 第13条（役員任期）

1. 役員任期は3年とする。
2. 役員再任は妨げない。原則として、引き続き2期6年を超えて在任することはできない。

#### 第14条（会計）

1. 本研究会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。
2. 本研究会の経費は会費、寄付金及びその他収入を以てこれに当てる。
3. 本研究会の予算及び決算は総会の議決を得るものとする。

#### 第15条（会議）

本会に次の会議を置く。

1. 役員会
2. 総会

総会は、会長が招集する。

総会は、会員現在数の10分の1以上の出席により成立する。

ただし、委任状を以て出席とみなすことができる。

通常総会は年1回開催する。

臨時総会は役員会が必要と認めた場合、会長が招集する。

**第16条（会則の変更）**

本会の変更は、総会の承認を必要とする。

**第17条（細則）**

本会会則の細則は、役員会の議を経て別途定める。

この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は別に定める。

**第18条（設立年月日）**

本会の設立年月日は平成23年2月27日とする。

（附則）

本会則は、平成23年2月27日より施行する。

本会則は、平成24年8月5日一部改正する。

本会則は、平成27年5月20日一部改正する。

本会則は、平成27年9月3日一部改正する。

## 日本ホリスティックナーシング研究会 定款

### 1. 研究会の名称

和文名：日本ホリスティックナーシング研究会

英文名：Japanese Holistic Nursing Association(JHNA)

### 2. 所在地

この団体を次の所在地に置く。

東京都渋谷区広尾4丁目1番3号 日本赤十字看護大学広尾キャンパス守田研究室内

### 3. 研究会の目的

本研究会は、人間を、身体と心だけでなくスピリチュアリティをも包括し、社会や自然環境との調和の中で生きているホリスティックな存在としてとらえ、人々を看護する方法を実践・教育・研究することを目的とする。

### 4. 役員

本会に次の役員を置く。

- ①会長 1名
- ②副会長 2名
- ③役員 15名以内（会長、副会長を含む）
- ④監事 2名

### 5. 研究会活動内容

#### ① 学術総会、地方会の開催

研究発表（口演、ポスター）、シンポジウム、特別講演、教育講演など。

#### ② ワークショップ、セミナーの開催

学術総会期間中及びその前後に開催。その他の時期にも随時企画開催。

リラクゼーション法や代替医療などの「癒しの技」についての実際を体験・習得。

#### ③ 研究・調査の実施、奨励及び研究業績の表彰

ホリスティックな看護ケアの具体的方法等についての研究や調査を行う。

大学や研究施設での研究を奨励し、その業績を表彰する。

#### ④ 認定事業

全人的全体的視座に基づくホリスティックナースの認定と教育を行う。

#### ⑤ 研究会誌、ニュースレター等の刊行。

研究論文の発表を主とした学術誌と、情報交換のためのニュースレター。

#### ⑥ 関連学術団体との連絡及び協力

American Holistic Nurses Association、国内関連団体など。

### 6. 会員

本研究会に賛同する医療専門家（看護職、医師、その他）、補完・代替医療専門家、及びその学生、

企業・施設・団体などの賛助会員。

#### 7. 入会金および年会費

入会金 会員の区分に関わらず、一律¥3,000

年会費

- |       |            |              |
|-------|------------|--------------|
| ①正会員  | 看護職または当会役員 | : 7,000 円    |
| ②一般会員 | 上記以外       | : 5,000 円    |
| ③学生会員 | 大学院生は含まない  | : 3,000 円    |
| ④賛助会員 | 法人         | : 30,000 円より |

#### 8. 入会申込方法

本研究会の趣旨に賛同し、入会を希望する方は、別紙入会申込用紙に必要事項を記入の上、事務局あてに FAX、郵送、または E-mail で申し込む。

#### 9. 事務局所在地

・東京都渋谷区広尾 4 丁目 1 番 3 号 日本赤十字看護大学広尾キャンパス守田研究室内

#### 10. 設立年月日

本会の設立年月日は平成 23 年 2 月 27 日とする。

#### 11. 定款の施行および改正

本定款は、平成 23 年 2 月 27 日より施行する

本定款は、平成 24 年 8 月 5 日一部改正する

本定款は、平成 27 年 5 月 20 日一部改正する

本定款は、平成 27 年 9 月 6 日一部改正する